

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認茨城地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人は、昭和 59 年 7 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 7 月から 60 年 3 月まで

ねんきん定期便により、昭和 56 年 4 月から 57 年 3 月までの期間及び 59 年 7 月から 60 年 3 月までの期間の国民年金保険料が未納となっていることを知った。昭和 56 年 4 月から 57 年 3 月までについては、領収書があったことから訂正されたが、領収書の無い 59 年 7 月から 60 年 3 月までの申立期間についても、A 市区町村から送付されてくる納付書により金融機関で納付していたはずである。

このため、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 9 か月と短期である上、申立人は、厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和 54 年 6 月に、任意で国民年金被保険者資格を取得してから、62 年 11 月に厚生年金保険被保険者資格取得により国民年金被保険者資格を喪失するまで、申立期間を除き保険料を全て納付している。

また、オンライン記録により、申立期間の前後の国民年金保険料を現年度納付していることが確認できることから、申立期間の保険料のみを納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間①に係る標準報酬月額を41万円に訂正することが必要である。

また、申立期間②について、申立人のA社における資格喪失日は平成4年5月7日であると認められることから、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、41万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年10月1日から4年1月31日まで
② 平成4年1月31日から同年5月7日まで
③ 平成4年5月7日から5年4月1日まで

年金事務所に、厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、A社に勤務していた平成3年10月1日から4年1月31日までの標準報酬月額が、実際に支給されていた給与額と相違していることが判明したので、給与額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

また、被保険者期間についても、平成4年1月31日から5年4月1日まで専務取締役として勤務したので、当該期間において、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、オンライン記録により、申立人のA社に係る当該期間の標準報酬月額は、当初41万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日である平成4年2月10日より後の日付である同年5月7日付けで、3年10月1日に遡及して訂正され、申立人の資格喪失日である4年1月31日まで30万円に引き下げられていることが確認できる。

また、申立期間②について、オンライン記録により、平成4年5月7日付けで、申立人の被保険者資格喪失日が同年1月31日として遡及して処理されていることが確認できる。

一方、A社の閉鎖商業登記簿謄本により、申立人は全ての申立期間当時、同社の取締役を勤めていたことが確認できる。

しかし、申立人と同様に、平成4年5月7日付けで、同年1月31日まで遡及して厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる者及び同僚の回答から判明した社会保険事務担当者の計17人に照会したところ、そのうちの3人から、申立人は、申立期間①及び②当時、取締役ではあったが営業及びウィークリーマンション等の管理を職務としており、社会保険関係の決定権限は一切持っていなかった旨の証言が得られた。

また、上記同僚のうちの一人から、標準報酬月額を遡及訂正及び被保険者資格の遡及喪失に係る届出は、A社が社会保険事務所に社会保険料を支払うため振り出された手形又は小切手が不渡りとなりそうであったため、社会保険事務所から当該届出を提案されて、同社がこれを行った旨の証言が得られた。

さらに、A社は、同社の閉鎖商業登記簿謄本によると、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日である平成4年2月10日以降も継続して法人格を有しており、申立期間②当時も厚生年金保険の適用事業所としての要件は満たしていたことが判断される。

加えて、申立人のA社における雇用保険の被保険者記録は、平成2年11月11日から4年10月1日までの期間となっており、申立人が申立期間②において、A社に勤務していたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、上記のような記録訂正等の処理を行う合理的な理由は見当たらないことから、標準報酬月額に係る有効な記録訂正及び被保険者資格喪失処理があったとは認められず、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額を、事業主が社会保険事務所に当初届け出た41万円に、申立期間②に係る被保険者資格喪失日を平成4年5月7日にそれぞれ訂正することが必要であると認められる。

なお、申立期間②に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た41万円とすることが妥当である。

2 申立人に係る雇用保険の被保険者記録から、申立期間③のうち、平成4年5月7日から同年10月1日までの期間については、申立人がA社に勤務していたことは確認できる。

また、申立期間③当時の総務及び経理事務の担当者から、申立人が申立期間③において、A社に勤務していた旨の証言が得られた。

一方、申立期間③当時のA社の代表者に照会したものの、回答が得られ

なかった。

また、総務及び経理事務の責任者から、少なくとも自身がA社を退職した平成4年10月末頃までは、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなったことを知らなかったため、申立人の給与から継続して厚生年金保険料を控除していたはずである旨の証言が得られたものの、その一方で自身が社会保険に関する郵便物の管理を行っていた旨を証言しているところ、オンライン記録によると、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年5月7日に自らの健康保険被保険者証を返納している記録が確認できることなどから判断すると、同日から同年10月末頃までの期間において、当該責任者が申立人の給与から継続して厚生年金保険料を控除していたことを推認することができない。

さらに、申立期間③のうち平成4年11月2日以降の期間については、閉鎖商業登記簿謄本等によると、申立人が、前述の総務及び経理責任者の証言等から判断するとA社の関連事業所であることが推認されるB社（後のC社）の代表取締役であったことが確認できるところ、オンライン記録によると、同社は同年6月1日から同年8月31日までの期間において厚生年金保険の適用事業所に該当しており、当該期間を除く期間については適用事業所であったことが確認できない上、申立人は、自身がB社において社会保険事務を担当していた旨を主張していることなどから判断すると、仮に、申立人がB社において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることができたとしても、申立人は厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成19年法律第131号）第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当することが推認されることから、同法に基づく記録訂正の対象とすることができないことがうかがえる。

このほか、申立期間③に係る厚生年金保険料をA社の事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間③に係る厚生年金保険料をA社の事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人のA社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日は平成2年12月25日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、16万円とすることが妥当である。

また、申立人は、申立期間②について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を上記訂正後の平成2年12月25日から3年2月26日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を16万円にすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年7月31日から同年12月25日まで
② 平成2年12月25日から3年2月26日まで

年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、A社に係る記録において、平成2年7月31日から3年2月26日までの期間について被保険者記録が無かった旨の回答を受けた。

当時、A社から送付された「お詫び」により、遡って厚生年金保険被保険者の資格を喪失させられたことが判明したため、やむなく国民年金保険料を納付していたが、私が保管している給与明細書において厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、両申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人のA社に係る雇用保険の被保険者記録は、資格取得日が平成2年4月1日、離職日が3年3月15日となっていることから、申立人が両申立期間に同社に勤務していたことが確認できる。

2 申立期間①について、オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成2年7月31日と記録されているが、当該処理は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年10月31日より後の同年12月25日付けで、同年7月31日に遡及して資格喪失処理されていることが確認できる。

また、申立人から提出された平成3年6月12日付けの「お詫び」と題されたA社からの書面において、同社の業況は不振であること、及び同社が社会保険料を滞納しており、社会保険事務所（当時）と打ち合わせの上、遡及して申立人の厚生年金保険被保険者資格を喪失させたことに係る記述が確認できる。

さらに、商業登記簿謄本により、申立人が両申立期間において、A社の役員ではなかったことが確認できるとともに、同社の元代表者に照会したところ、申立人は同社の社会保険事務には従事していなかったとする旨の証言が得られた。

これらの事情を総合的に判断すると、社会保険事務所において、上記のような記録訂正処理を行う合理的な理由は見当たらず、申立人の厚生年金保険被保険者の資格喪失に係る有効な処理があったとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、遡及して資格喪失処理を行った日である平成2年12月25日であると認められる。

なお、申立期間①に係る標準報酬月額については、平成2年6月の記録及び遡及取消前の同年10月の定時決定の記録から、16万円に訂正することが妥当である。

3 申立期間②について、申立人から提出された給与明細書により、申立人は、申立期間②にA社に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、A社の元事業主に照会したところ、「お詫び」として、平成2年7月分以降の厚生年金保険料は同期間の国民年金保険料に充当し、差額は返金とする内容の書面を従業員に送付したが、実際には従業員の国民年金の加入手続及び給与から控除していた厚生年金保険料の返金はしなかったと思う旨の証言が得られた。

さらに、オンライン記録において、申立人と同様に遡及して厚生年金保険被保険者資格の喪失処理が行われており、国民年金保険料の納付記録が確認できる同僚に照会したところ、具体的な回答があった二人から、「お詫び」は送付されたが、給与から控除された厚生年金保険料の返金はされなかったとする旨の証言が得られた。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②について、厚生年

金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書により確認できる保険料控除額から、16万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によると、A社は、申立期間②においては厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できない。

しかしながら、A社は、商業登記簿において法人事業所であることが確認できることから、当該期間における厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断できる。

なお、申立人に係る申立期間②の保険料納付義務の履行については、事業主は申立期間②においてA社が適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA市区町村のB社（以下「C社」という。）における資格喪失日に係る記録を平成5年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を41万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年10月1日から同年11月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、C社又はD市区町村のB社（以下、「E社」という。）に勤務していた期間のうち、平成5年10月1日から同年11月1日までの期間について、被保険者記録が無かった旨の回答を受けた。

私は当該期間において継続して勤務しており、厚生年金保険についても継続して加入していたはずであるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る雇用保険の被保険者記録は、E社において平成4年3月21日に資格取得、8年1月31日に離職となっていることから、申立期間においてもC社又はE社において継続して勤務していたことが確認できる。

また、オンライン記録において、E社が厚生年金保険の適用事業所となった平成5年11月1日に、厚生年金保険被保険者資格を取得した者7人に照会したところ、4人から回答が得られ、全員から申立人は申立期間において同社に勤務していた旨の証言が得られた上、そのうちの3人からは自身の同年10月分の厚生年金保険料も継続して控除されていた旨の証言が得られた。

さらに、C社の顧問であった社会保険労務士から提出された「被保険者台

帳」において、申立人は平成5年10月1日に同社の厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認できるところ、当該社会保険労務士から、自身とE社の顧問であった社会保険労務士との間で、C社における資格喪失日及びE社における資格取得日について一致した日付で行うべきであったが、実際に社会保険事務所（当時）に届け出た日付には齟齬があったと思う旨の回答が得られた。

加えて、C社顧問であった社会保険労務士から提出された被保険者台帳において、「F支社法人化」の記載が確認できるとともに、前述の同僚のうち二人から、平成5年10月から同年11月頃、E社が独立した会社となった旨の証言が得られたところ、当該2人を含む3人の同僚から、E社が独立した会社となる以前はC社においてE社の従業員に係る社会保険事務を行っていた旨の証言が得られていることなどから判断すると、E社が厚生年金保険の適用事業所になる前である申立期間において、同社の従業員はC社において継続して厚生年金保険に加入していたことが認められる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、C社における厚生年金保険の被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、C社における平成5年9月のオンライン記録から、41万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、C社の顧問であった社会保険労務士から提出された「被保険者台帳」において、申立人は平成5年10月1日に同社の厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認できることから、事業主が申立人のC社における資格喪失日を同日として届け出ており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主はこれを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和48年11月1日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年12月31日から48年1月1日まで
② 昭和48年10月31日から同年11月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、B社C工場における被保険者資格喪失日が昭和47年12月31日である旨、及びA社における資格喪失日が48年10月31日である旨の回答を受けた。

しかし、私は、B社C工場には、昭和47年12月31日まで在籍していたので、資格喪失日は48年1月1日となるはずであり、A社から同社の関連会社であるD社に同年11月1日に異動したので、A社における資格喪失日は同日となるはずであるので、両申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人のA社における雇用保険の被保険者記録の離職日が昭和48年10月31日であること及び申立人から提出されたA社発行の「在職期間証明書」及び「退職証明書」に記載された在職期間が同年6月22日から同年10月31日までの期間であることから、申立人が、申立期間②において同社に勤務していたことが確認できる。

さらに、A社から提出された「健康保険厚生年金保険被保険者喪失確認書」により、申立人の同社における被保険者資格喪失日が昭和48年10月31日と記載されていることが確認できるものの、同社に照会したところ、

申立人については、同社及び同社の関連会社であるD社において継続して雇用しており、申立人がA社からD社に異動した際、当時の社会保険事務担当者が申立人の被保険者資格喪失日を誤って社会保険事務所（当時）に届け出たと思う旨、及び申立人に係る申立期間②の給与から保険料を控除していたはずである旨の回答が得られた。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間②において、A社に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

なお、異動日については、A社における申立人の雇用保険の被保険者記録の離職日並びにA社発行の「在籍証明書」及び「退職証明書」の退職日が昭和48年10月31日であることから判断すると、同年11月1日とすることが妥当である。

また、申立期間②の標準報酬月額については、A社に係る申立人の厚生年金保険被保険者原票の昭和48年10月の定時決定記録及び「健康保険厚生年金保険被保険者喪失確認書」により、4万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、上記「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認書」に、申立人の資格喪失日が昭和48年10月31日と記載されていることから、事業主から社会保険事務所へ申立てどおりの被保険者資格の喪失に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間②の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間①について、申立人のB社C工場における雇用保険の被保険者記録により、申立人は同社を昭和47年12月30日に離職していることが確認できる。

また、B社C工場は、厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、平成17年3月31日に解散しているため、商業登記閉鎖事項全部証明書から確認できる解散時の代表取締役等に照会したものの、回答が得られなかった。

さらに、B社C工場に係る厚生年金保険被保険者原票によると、申立人が厚生年金保険被保険者の資格を喪失した昭和47年12月31日の前後2年以内において、月末付けで被保険者資格を喪失している者が複数確認できる。

加えて、申立人が名前を挙げた同僚のうち、連絡先の判明した6人、及び前述の被保険者原票において、昭和47年12月31日の前後2年以内に資

格喪失していることが確認できる者のうち、月末付けで資格喪失し、連絡先の判明した6人の合計12人に照会したものの、回答の得られた5人からは、申立人に係る当時の勤務状況及び厚生年金保険料の控除について具体的な証言は得られなかった。

このほか、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を、事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和48年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年10月31日から同年11月1日まで
年金保険事務所に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、A社における被保険者資格喪失日が、昭和48年10月31日である旨の回答を受けた。

しかし、私は、A社から同社の関連会社であるB社に昭和48年11月1日に異動したので、A社における資格喪失日は同日となるはずであるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社発行の「在職期間証明書」及び「退職証明書」に記載された在職期間が昭和48年4月16日から同年10月31日までの期間であることから、申立人が、申立期間において同社に勤務していたことが確認できる。

また、A社から提出された「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認書」により、申立人の同社における被保険者資格喪失日が昭和48年10月31日と記載されていることが確認できるものの、同社に照会したところ、申立人について、同社及び同社の関連会社であるB社において継続して雇用しており、申立人がA社からB社に異動した際、当時の社会保険事務担当者が、申立人のA社における被保険者資格喪失日を誤って社会保険事務所（当時）

に届け出たと思う旨、及び申立人に係る申立期間の給与から保険料を控除したはずである旨の回答が得られた。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、A社に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

なお、異動日については、A社発行の「在籍証明書」及び「退職証明書」から判断すると、昭和48年11月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社に係る申立人の厚生年金保険被保険者原票の昭和48年10月の定時決定記録及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認書」の記載から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、上記「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認書」に、申立人の資格喪失日が昭和48年10月31日と記載されていることから、事業主から社会保険事務所へ申立てどおりの被保険者資格の喪失に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 7 月 21 日から 45 年 3 月 1 日まで
年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、昭和 44 年 7 月 21 日から 45 年 3 月 1 日までの期間について、被保険者記録が無かった旨の回答を受けた。
同社には、昭和 43 年 9 月 17 日から 45 年 6 月 3 日まで継続して営業担当として勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人は、昭和 43 年 9 月 17 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、44 年 7 月 21 日に同資格を喪失した後、45 年 3 月 1 日に、43 年 9 月 17 日に資格取得したのものとは別の厚生年金保険記号番号で同資格を再取得していることが確認できる。

また、A社は、昭和 46 年 9 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主は連絡先不明のため、申立期間当時の勤務実態等について確認することができない。

さらに、申立期間当時、A社の営業担当だった者に照会したところ、「申立人の厚生年金保険の取扱いについては不明であるが、当時、成績の良い営業担当者の中には、完全歩合給制を選択する者もあり、当該者については社会保険に加入していなかった。」旨の証言が得られた。

加えて、申立期間当時、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者及び申立人が名前を挙げた同僚のうち、連絡先が判明した 11 人に照会したところ、4 人から回答が得られたものの、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の加入状況及び保険料の控

除について具体的な証言は得られなかった。

このほか、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、両申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 3 月 17 日から同年 10 月 1 日まで
② 昭和 45 年 11 月 16 日から 50 年 1 月 21 日まで

年金事務所に年金記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和 45 年 3 月 17 日から同年 10 月 1 日までの期間、及びB社（現在は、C社）に勤務していた 45 年 11 月 16 日から 50 年 1 月 21 日までの期間について、脱退手当金が支給済みとされていることが判明した。

しかし、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間について脱退手当金が支給済みとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係るB社における健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人に脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の表示が記されている。

また、オンライン記録では、申立人のB社に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約3か月後の昭和50年4月15日に、申立期間に係る脱退手当金が支給決定されているとともに、申立期間以外に脱退手当金の計算の基礎となるべき未請求期間が無く、申立期間に係る脱退手当金の実支給額についても法定支給額と一致し、計算上の誤りが無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

このほか、申立人から聴取しても申立期間に係る脱退手当金を受給した記憶が無いと主張するのみで、ほかに申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。